

募集要領 様式 1～7

那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託
に係る公募型プロポーザル募集要領 様式一覧

(様式 1) 参加表明書

(様式 2) 法人概要書

(様式 3) 同種又は類似の業務実績書

(様式 4) 業務実施体制調書

(様式 5) 配置予定技術者調書

(様式 6) 質問書

(様式 7) 企画提案書等提出届

(様式1)

令和 5年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託

プロポーザル参加表明書

みだしの業務委託に係るプロポーザルについて、参加を申し込みます。なお、募集要領に示された内容を確認し、募集要領に定める参加資格の要件をすべて満たしていること、また、別添必要書類に記載された事項については、事実と相違がないことを誓約します。

1. 参加希望者（※共同企業体の場合、代表者を記載）

本社の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

那覇市の業者登録番号

2. 参加者の構成 単 独 ・ 共同企業体

3. 協力連携事業者（※共同企業体の場合のみ記載）

本社の所在地

商号又は名称

代表者氏名

那覇市の業者登録番号

分担業務内容

協力を受ける理由

所属

担当者

電話

F A X

E - m a i l

(様式1) 裏面

下記①～⑩のすべての要件を満たしていることを誓約します。

<参加資格要件>

プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、参加表明書等の提出期限の日から契約を締結する日までの期間(要件ごとに基準の期間が定められている場合は、当該定められた基準の期間)、以下の全ての要件を満たすものとする。この場合、参加希望者及び協力連携事業者は、下記①～⑩のすべての要件に適合させること。ただし、①～③の要件については、参加希望者または協力連携事業者の何れかが満たしていれば足りるものとする。また、協力連携事業者は本事業の参加希望者、及び他の参加希望者の協力連携事業者となることはできない。

- ① 那覇市内に本店若しくは支店又は営業所を有する者。
- ② 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する令和5・6年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で「建築関連建設コンサルタント」の業種に登録がある者。
- ③ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23法の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱(昭和57年1月26日助役決裁)第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から契約を締結する日までの間に不渡り等を生じていない者であること。⑥に該当する者を除く。)
- ⑧ 本市の市税を滞納していないこと。また、市外または県外に本社をおく法人の場合、本社所在市町村の市町村税を滞納していないこと。なお、滞納していないことを証するものを参加申込書に添付し提出すること。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
- ⑩ 本業務を受託した場合には、業務開始時点において、企画提案書により提案された同種又は類似の業務実績がある有資格者の技術者を配置すること。また、企画提案書により提案された業務実施体制により当該業務を履行すること。

(様式2)

法人概要書

(参加希望者のうち 代表 ・ 協力連携事業者)

商号又は名称				
本社の所在地				
登録業者番号				
資本金				
代表者名				
設立年月				
本市と契約予定 の支店等	商号又は名称			
	所在地			
	連絡先	電話番号		
		FAX番号		
E-mail				
従業員数 (県内に常駐する職員)	技術職	事務職	その他	合計
	名	名	名	名
保有する資格者 の状況等(重複不可)	1級建築士	技術士	R C C M	
	名	名	名	
業務内容(自社組織と対応業務、技術等について簡潔に説明すること。)				

※共同企業体の場合は、協力連携事業者ごとに本様式を提出すること。

(様式3)

同種又は類似の業務実績書

	業務実績1	業務実績2	業務実績3
業務名			
業務種別	同種 ・ 類似	同種 ・ 類似	同種 ・ 類似
受託者名 (共同企業体の場合、代表か構成員に○をつけること)	(代表・協力連携事業者)	(代表・協力連携事業者)	(代表・協力連携事業者)
契約金額	円	円	円
履行期間	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
発注機関名及び発注部署名			
業務の概要 (簡潔に記載すること)			

※本業務と同種又は類似の業務として、過去10年以内(平成25年5月～令和5年5月まで)に完了した業務実績(3つ以内)を記載すること。

※共同企業体の場合は、全構成員分を作成し提出すること。

(様式4)

業務実施体制表

氏名	所属・役職等	保有資格及び業務実績	担当する主な業務内容
主任技術者 (氏名)	所属	保有資格	令和5年6月時点の 手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 月		
担当技術者1 (氏名)	所属	保有資格	令和5年6月時点の 手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 月		
担当技術者2 (氏名)	所属	保有資格	令和5年6月時点の 手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 月		
担当技術者3 (氏名)	所属	保有資格	令和5年6月時点の 手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 月		
担当技術者4 (氏名)	所属	保有資格	令和5年6月時点の 手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 月		

※保有資格を証明できる書面の写しを添付すること（正本1部のみ）。

※記入欄が不足するときは、本様式を複写して作成すること。

(様式5) 各技術者の経歴等

配置予定技術者調書

1. (主任技術者・担当技術者)

氏名及び年齢	(歳)	
所属及び役職		
実務経験年数	年 月	
保有資格		
同種又は類似業務 の実績1	業務名	
	履行期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役割	
同種又は類似業務 の実績2	業務名	
	履行期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役割	
同種又は類似業務 の実績3	業務名	
	履行期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役割	

※本業務と同種又は類似の業務として、過去10年以内(平成25年5月～令和5年5月まで)に完了した業務実績(3つ以内)を記載すること。

※保有資格を証明できる書面の写しを添付すること(正本1部のみ)。

※実績の役割の欄には、主任技術者・担当技術者等の別を記入すること。

※担当技術者が複数の場合は、担当技術者ごとに提出すること。

(様式6)

令和 5年 月 日

質 問 書

所属
担当者
電話
F A X
E - m a i l

那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託に係るプロポーザルについて、次のとおり質問します。

質問項目	質問内容	募集要領又は特記仕様書等の頁数

※質問項目及び質問内容は、できる限り簡潔に記載すること。

(様式7)

令和 5年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

所在地

会社名

代表者

印

企画提案書等提出届

那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託に係るプロポーザルについて、次の書類を添えて申込みます。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名 那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託に係るプロポーザルについて
- 2 添付書類（正本1部 副本9部）
 - (1) 企画提案書
 - (2) 費用内訳書及び積算内訳書（数量含む。）
 - (3) その他必要な書類
- 3 連絡先
 - 所 属 :
 - 担当者名 :
 - 電話番号 :
 - FAX 番号 :
 - E-mail :

(参考様式)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) 那覇市発注に係る 那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 那覇市〇〇〇〇〇〇 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後、3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商 号
代表者氏名

住 所
商 号
代表者氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、株式会社 〇〇 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

企業名 ○○ ○ %

企業名 △△ ○ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が当該業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社〇〇 外 1 社は、上記のとおり、〇〇・△△共同企業体 協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所
商 号
代表者氏名

印

住 所
商 号
代表者氏名

印